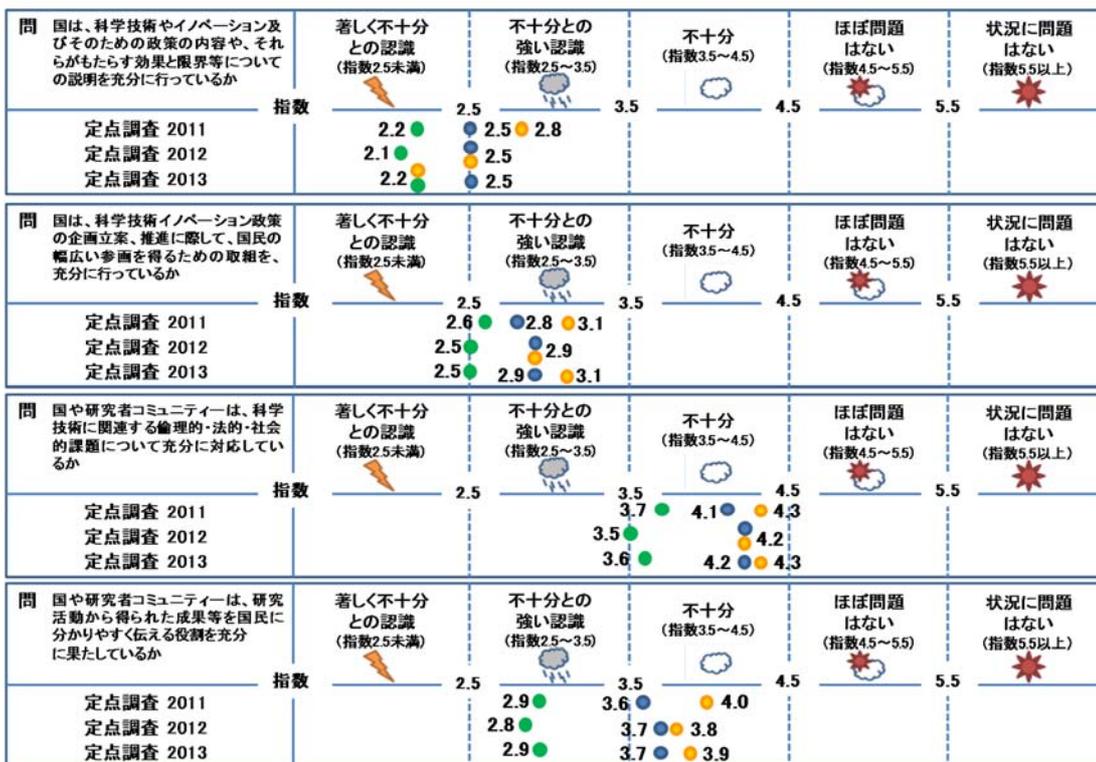


# 科学技術と社会（参考資料）

## 図1 社会と科学技術イノベーション政策に係る意識

- 国による科学技術イノベーション政策の対外的な説明取組は不十分との強い認識。
- 国や研究者コミュニティの科学技術に関する倫理的・法的・社会的課題への対応は不十分との認識。
- 国や研究者コミュニティの研究成果等を国民に分かりやすく伝える役割が不十分との認識。



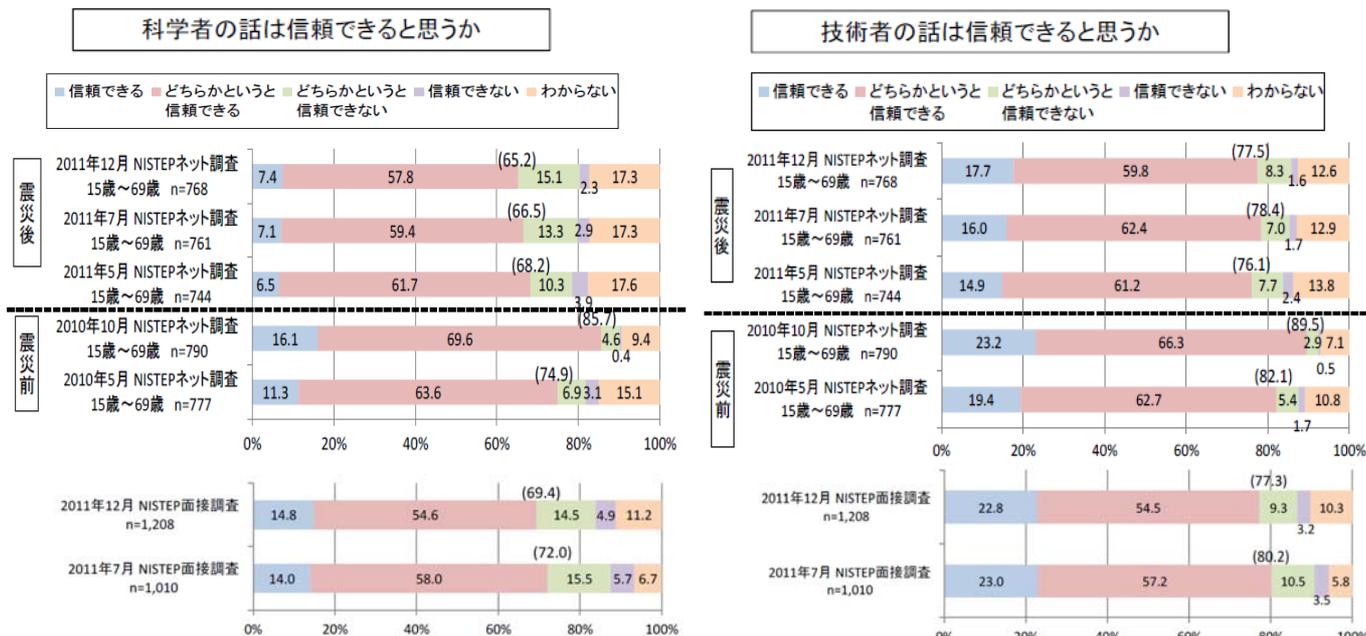
- 大学
- 公的研究機関
- イノベ俯瞰

※ 「大学」「公的研究機関」は、大学・公的研究機関の長や教員・研究者、「イノベ俯瞰」は、産業界等の有識者や研究開発とイノベーションの橋渡しを行っている方等

出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術の状況に係る総合的意識調査（NISTEP定点調査2013）」NISTEP REPORT NO.157（平成26年4月）を基に、文部科学省作成

## 図2 科学者や技術者に対する信頼度

- 科学者や技術者の話を「信頼できる」または「どちらかという信頼できる」と回答したのは東日本大震災後は1割程度低下。



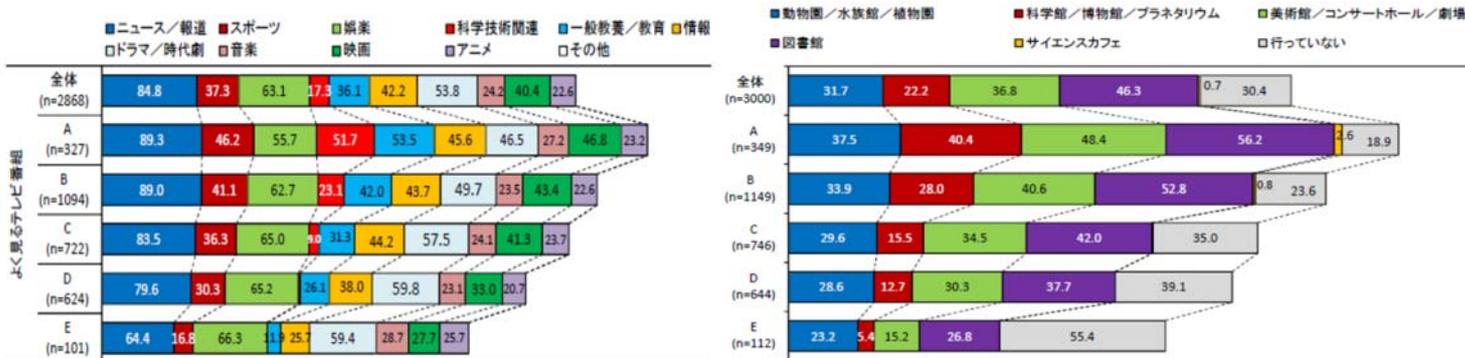
出典：NISTEP「科学技術政策研究所 第2回 科学技術に関する意識調査結果（2011年12月実施）」及び文部科学省作成資料を基に、内閣府作成

## 図3 過去の経験や学習の科学技術に対する関心への影響

- 高校時に学習した教科において、科学技術に対する関心が高い層ほど「理科」「物理」「化学」好きと関連が強い。
- 科学技術に関心の高い層は、幅広い分野の情報に接し、科学技術関連の情報に接触する割合が大きい。
- サイエンスカフェには、科学技術に関心が高い層のみが訪れたことがある。



「高校時に好きだった教科」のクロスリスペンデンス分析



出典：NISTEP「国民の科学技術に対する関心と科学技術に関する意識との関連」(2014.9)

# 第1期科学技術基本計画における「科学技術と社会」の関係部分（1）

## 第2章 総合的かつ計画的な施策の展開

### VIII. 科学技術に関する学習の振興及び理解の増進と関心の喚起

#### （1）学校教育における理科教育・技術教育の充実

- ・理科教育・技術教育において、自然に親しむ機会や観察、実験、実習、製作等の探求活動・実践活動の機会を増やす
- ・チーム・ティーチングの活用等による個性を生かした指導
- ・理科教育・技術教育の担当教員に対する各種の研修機会の充実、外部人材の積極的活用
- ・理科教育設備基準に基づいて、理科実験・実習用の設備の整備
- ・教育用コンピュータの整備
- ・将来多くの学校でインターネットが利用されることを念頭に置いた実践研究の実施
- ・学習用ソフトウェアの開発・充実に図るとともに、教育用ソフトウェアライブラリセンターの全国的な整備
- ・一定の地域単位で、科学学習センターの整備
- ・産業教育施設・設備基準に基づき、高等学校における産業教育の振興のための実験・実習施設・設備の整備
- ・先端的で高度な情報機器、先端技術装置等を備えた産業教育共同利用施設等の整備
- ・学校・大学等の特色、専門分野の特性に応じた多様な選抜など高等学校・大学の入学者選抜方法の一層改善

# 第1期科学技術基本計画における「科学技術と社会」の関係部分（2）

#### （2）科学技術に親しむ多様な機会の提供

- ・青少年を中心として国民の科学技術に対する興味・関心を高めるため、大学、高等専門学校、国立試験研究機関等に高校生等を受け入れる体験事業、小・中・高等学校等での大学教員・研究者による講演や実験実演
- ・魅力ある博物館・科学館等の整備・充実及び魅力あるプログラムの開発を通じて、青少年の科学的な見方・考え方を育み、自然科学への理解の深化
- ・科学技術が社会・経済の発展に果たした重要な役割に関する理解の増進
- ・学芸員等の専門的職員の資質の向上
- ・地方公共団体の行う先端科学技術体験センターの整備支援
- ・地方公共団体や民間の施設を含めた博物館・科学館等とのネットワークの強化等
- ・マルチメディア技術を活用し、博物館・科学館等の一層の情報化を推進する。
- ・テレビ・ラジオを活用した放送大学について、対象地域の全国への拡大等の充実
- ・国立大学の有する学術標本を研究開発の基盤として利用するとともに、科学技術情報として積極的に外部に発信する機能を持ったユニバーシティ・ミュージアムの整備

#### （3）科学技術に関する理解の増進と関心の喚起

- ・国民の理解の増進と関心の喚起に関する施策を一層拡充  
（全国的な普及啓発活動や広報の実施、研究成果の公開、必要な情報の提供、研究施設の公開、科学技術に対する社会の関心を高めるための論議の場の設定など）
- ・問題解決へ向けた各国との協力関係の構築
- ・研究者側の研究開発活動の、社会から強い支持が得られるよう社会へ適時的確で分かりやすい情報発信

## 第2期科学技術基本計画における「科学技術と社会」の関係部分（1）

### 第2章 基本理念

#### II. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

#### 5. 科学技術活動についての社会とのチャンネルの構築

##### （1）科学技術に関する学習の振興

- ・科学技術に関する学習の振興により、国民の科学技術に対する興味・関心を育てる
- ・国民が深く科学技術を理解できるようにするため、更には優れた科学技術関係人材を養成するため、それらの基礎となる幅広い素養を培う。
- ・初等中等教育においては、子ども自らが知的好奇心や探求心を持って、科学技術に親しみ、目的意識を持ちながら観察、実験、体験学習を行うことにより、科学的に調べる能力、科学的なものの見方や考え方、科学技術の基本原理を体得できるようにする。
- ・教員研修の充実、産業現場等におけるインターンシップや社会人講師の活用の促進、学校教育の情報化の推進、施設・設備の充実。
- ・大学においては、自然科学系の分野を専門としない学生にも、科学技術に関する基礎知識とともにそれに基づく広い視野からの判断力を養えるよう、教育内容を充実
- ・幼児期から高齢者までの社会教育においても、高等教育機関や博物館・科学館等を活用して、科学技術の基本原理や新たな動向などについて興味深く学習できる機会の拡充とその内容・指導の充実

##### （2）社会とのチャンネルの構築

- ・研究機関の公開や博物館・科学館等の機能の発揮
- ・メディア等を通じて科学技術をわかりやすく伝える機会を拡充
- ・地域において、科学技術に関する事柄をわかりやすく解説する
- ・地域住民の科学技術に関する意見を科学技術に携わる者に伝達する役割を担う人材の養成・確保
- ・社会的な課題への対応策について、科学技術に関する知識を基盤として積極的に提言できるよう、研修等を通じて、研究者自身の意識改革を図る

7

## 第2期科学技術基本計画における「科学技術と社会」の関係部分（2）

#### 6. 科学技術に関する倫理と社会的責任

##### （1）生命倫理等

- ・生命倫理を国民全体の問題として議論
- ・生命科学、情報技術など科学技術が一層発展し、社会と個人に大きな影響を及ぼすことが予想されるので、社会的コンセンサスの形成に努めることや倫理面でのルール作りを行う
- ・情報公開の推進により透明性を確保しつつ、倫理等に関し有識者が検討する場や国民の意見を聴取する場を設ける

##### （2）研究者・技術者の倫理

- ・研究者・技術者においては自らの携わる科学技術活動の社会全体での位置付けと自らの社会や公益に対する責任を強く認識し、科学技術の利用、研究開発活動の管理を適切に行う意識の醸成
- ・研究者・技術者自身が高い職業倫理を持てるよう、学協会等に研究者・技術者が守るべき倫理に関するガイドラインの策定を求める
- ・技術者の資格認定に当たり倫理の視点を盛り込むことを求める。
- ・高等教育における教育内容の充実
- ・学協会等の関係団体、関係機関が主催する研修等の活動を充実

##### （3）説明責任とリスク管理

- ・研究機関の一般公開、公開講座、インターネットや学協会等を通じての情報の受発信等の機会を増やし、国民と研究者等との双方向のコミュニケーションの充実を図る。
- ・研究者等に対し、研修の機会を設け、一般の人々への説明能力を向上する
- ・国民と研究者等の相互理解を促進し、国民は科学技術に関する理解を深める
- ・研究機関・研究者が国民の声を反映しながら自らの研究開発活動の方向性を検討する。
- ・科学技術に関わる組織は、事故やトラブルなど科学技術活動に伴うリスクについて、その影響を評価し、リスクを最小化するよう適切な管理を行うとともに、組織における研究者・技術者の倫理の涵養に努める。

8

## 第3期科学技術基本計画における「科学技術と社会」の関係部分（1）

### 第4章 社会・国民に支持される科学技術

#### 1. 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組

- ・生命倫理に関する諸課題への対応を強化するとともに、
  - ・ナノテクノロジーの社会的影響に関する検討や研究を総合的・戦略的に推進
- 総合科学技術会議は関係府省と連携をとりつつ、先見性を持って基本ルール作りに関与
- ・研究者・技術者の倫理観を確立するため、大学等における教育体制の構築、学協会等における研修体制の構築・倫理指針の策定等を促す。
  - ・必要なリスク管理を合理的に行うため、安全性の評価や試験法の考案、データの収集・整理・解析など、リスク評価のための科学技術活動
  - ・国民の安心を得るためには、科学的なリスク評価結果に基づいた社会合意形成活動

#### 2. 科学技術に関する説明責任と情報発信の強化

- ・研究機関・研究者等は研究活動を社会・国民に出来る限り開示し、研究内容や成果を社会に対して分かりやすく説明する。（多様な媒体を効果的・効率的に活用）
- ・双方向コミュニケーション活動であるアウトリーチ活動を推進（競争的資金制度において、アウトリーチ活動への一定規模での支出を可能にする仕組みの導入）

#### 3. 科学技術に関する国民意識の醸成

- ・初等中等教育段階における理数教育の充実
- ・科学技術リテラシー像（科学技術に関する知識・技術・物の見方を分かりやすく文書化したもの）を策定
- ・幼少期から高齢者まで広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充。
  - 国立科学博物館・日本科学未来館をはじめとする科学館・博物館等の充実とその活動を支える職員、科学ボランティア・非営利団体（NPO）等の人材の養成と確保促進
  - 大学、公的研究機関等が、施設設備の一般公開、出前講座等の社会に開かれた活動を通じて、科学技術に対する国民意識の向上に貢献することを促進
  - 国は各種コンテストやイベント等を通じて科学技術の持つ夢と感動を国民が実感できる機会を提供

## 第3期科学技術基本計画における「科学技術と社会」の関係部分（2）

#### 4. 国民の科学技術への主体的な参加の促進

- ・国民の科学技術への主体的参加を促す施策を強化
  - 各府省が、社会的な影響や国民の関心の大きな研究開発プロジェクトを実施する際、その基本計画、研究内容及び進捗状況を積極的に公開し、それに対する意見等を研究開発プロジェクトに反映させるための取組

## 第4期科学技術基本計画における「科学技術と社会」の関係部分（1）

### 2. 社会と科学技術イノベーションとの関係深化

#### (1) 国民の視点に基づく科学技術イノベーション政策の推進

##### ① 政策の企画立案及び推進への国民参画の促進

- ・国は、科学技術イノベーション政策で対応すべき課題や社会的ニーズ、成果の社会還元の方策等について、広く国民が議論に参画できる場の形成など、新たな仕組みを整備
- ・国は、政策、施策、さらには大規模研究開発プロジェクトの企画立案及び推進に際し、国民の幅広い意見を取り入れるための取組を進める
- ・国は、国民の政策への関与を高める観点から、例えば、NPO法人等による科学技術活動、社会的課題に関する調査及び分析に関する取組などを支援
- ・国は、科学技術に関する政策の立案を担う側と研究開発を担う側の連携を深めるため、国会議員や政策担当者と研究者の対話の場づくりを進める
- ・国は、政策、施策等の目的、達成目標、達成時期、実施主体、予算等について可能な限りの明確化を図り、これら及びその進捗状況を広く国民に発信するとともに、得られた国民の意見を政策等の見直しに反映する取組を進める

##### ② 倫理的・法的・社会的課題への対応

- ・国は、科学技術を担う者が倫理的・法的・社会的課題を的確に捉えて行動していくための指針を、国際動向も踏まえ、策定
- ・国は、倫理的・法的・社会的課題への取組を促進するため、研究資金の一部を充当
- ・国は、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいた審査指針や基準の策定に向けて、レギュラトリーサイエンスを充実
- ・国は、テクノロジーアセスメントの在り方について検討
- ・生命倫理等の問題に関わる先端的な科学技術等について、具体的な取組を推進
- ・テクノロジーアセスメントの結果を国民と共有し、幅広い合意形成を図る

11

## 第4期科学技術基本計画における「科学技術と社会」の関係部分（2）

### ③ 社会と科学技術イノベーション政策をつなぐ人材の養成及び確保

- ・PD（プログラムディレクター）、PO（プログラムオフィサー）など、科学技術イノベーションに関する研究開発等のマネジメントを担う人材を養成、確保する。
- ・国は、専門知識を活かして研究開発活動全体のマネジメントを担う研究管理専門職（リサーチアドミニストレーター）、研究に関わる技術的業務や知的基盤整備を担う研究技術専門職（サイエンステクニシャン）、知的財産専門家等を養成、確保
- ・国は、テクノロジーアセスメントをはじめ、社会と科学技術イノベーションとの関わりについて専門的な知識を有する人材を養成、確保。
- ・国は、国民と政策担当者や研究者との橋渡しを行い、研究活動や得られた成果等を分かりやすく国民に伝える役割を担う科学技術コミュニケーターを養成、確保

#### (2) 科学技術コミュニケーション活動の推進

- ・国は、国民との間で、多層的かつ双方向のリスクコミュニケーション活動を促進
- ・国は、国民が科学技術に触れる機会を増やすため、地域と共同した科学技術関連のイベント開催、科学技術週間を活用した研究施設の一般公開、サイエンスカフェの実施等を通じて、双方向での対話や意見交換の活動を積極的に展開
- ・国は、各地域の博物館や科学館における実験教室や体験活動等の取組を支援する。また、科学技術に関わる様々な活動を行う団体等を支援する。
- ・国は、大学や公的研究機関における科学技術コミュニケーション活動に係る組織的な取組を支援。
- ・国は、大学及び公的研究機関が、科学技術コミュニケーション活動の普及、定着を図るため、個々の活動によって培われたノウハウを蓄積。研究者の科学技術コミュニケーション活動参加促進とその実績の業績評価への反映。
- ・国は、学協会連携の場としての機能を強化。

##### <取組施策>

- ・リスクコミュニケーションのモデル形成事業（H.26～）：  
各分野の専門家がリスクに関わる際に、社会への説明責任を全うするため、専門家集団や組織としてリスクコミュニケーションを行う取組を支援し、モデル化
- ・多様な科学技術コミュニケーション活動の推進（H.24～）：  
科学コミュニケーター、先端科学技術に関する展示手法や学校・科学館等との連携活動、リスクを含む科学技術コミュニケーションの調査・研究
- ・科学技術コミュニケーションフィールドの運営（H.24～）  
日本科学未来館運営、サイエンスアゴラ運営（双方向コミュニケーション活動）

12

# 科学技術と社会に関する施策、制度・事業（第1期）

| 和暦<br>(西暦)       | 戦略・政策                |                              | 施策等（科学技術と社会）                   |   | 制度・事業（科学技術と社会） |  |              |
|------------------|----------------------|------------------------------|--------------------------------|---|----------------|--|--------------|
|                  | 科学技術政策               | 関連政策                         | 名称                             | 概要  | 名称             | 概要   | 担当省庁         |
| 平成7年<br>(1995年)  | 科学技術基本法              |                              |                                |   | サイエンスキャンプ      | 大学・公的研究機関・民間企業等を会場として、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3学年）等に在籍する生徒を対象に、先進的科学技術体験合宿を実施 | 新技術事業団       |
| 平成8年<br>(1996年)  | 第1期科学技術基本計画（H8～12年度） |                              |                                |   |                |  |              |
| 平成9年<br>(1997年)  |                      |                              | 生命倫理委員会(科学技術会議)                | 生命倫理に関する議論を実施（H12年度終了）  |                |  |              |
| 平成10年<br>(1998年) |                      | 大学等技術移転促進法（TLO制度）（通産省、文部省）   | 伝える人の重要性に着目して（科技厅：科学技術理解増進検討会） | インタープリターの重要性、研究費の1%を理解増進のために配分することなどが記載   |                |  |              |
| 平成11年<br>(1999年) |                      | 産業活力再生特別措置法（日本版バイドール条項）（通産省） | 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続             | 規制の設定又は改廃に当たり、その案等を国民等に公表し、それに対する国民等からの意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続を実施（いわゆるパブリック・コメント手続） | 子ども科学技術白書      | 科学技術について、写真やデータも用いながら、マンガでわかりやすく解説した「子ども科学技術白書」を作成し、全国の各小学校、公立図書館、科学館等に配布      | 科技厅（H20:JST） |
|                  |                      | ものづくり基盤技術振興基本法（通産省）          |                                |   |                |  |              |
| 平成12年<br>(2000年) |                      | 産業技術力強化法（経産省）                | クローン技術規制法                      | クローン胚等の胎内への移植禁止、特定胚の取扱の規制などが記載  | サイエンスチャンネル     | 暮らしの中の身近な題材から、最先端の科学技術を紹介する動画専門サイト   | JST          |
|                  |                      | ものづくり基盤技術基本計画（通産省）           | ヒトゲノム研究に関する基本原則                | インフォームドコンセントの義務付け、遺伝子情報の保護管理、研究計画の策定などが記載   |                |  |              |

出典：CRDS「（中間報告書）科学技術イノベーション政策の俯瞰(P.50-51)」(2015.2)

13

# 科学技術と社会に関する施策、制度・事業（第2期）

| 和暦<br>(西暦)       | 戦略・政策                 |                                     | 施策等（科学技術と社会）    |   | 制度・事業（科学技術と社会）                                     |   |             |
|------------------|-----------------------|-------------------------------------|-----------------|---|--|---|-------------|
|                  | 科学技術政策                | 関連政策                                | 名称              | 概要  | 名称   | 概要  | 担当省庁        |
| 平成13年<br>(2001年) | 総合科学技術会議設置、文部科学省設置    |                                     | 生命倫理専門調査会(CSTP) | 特定胚の取扱いに関する指針の策定等、生命倫理に関する調査・検討を実施  | 日本科学未来館  | 科学技術に関する理解増進等の情報発信、独創的なアイデアを発想し得る研究者の交流等の総合拠点   | JST         |
|                  |                       |                                     |                 |   | IT活用型科学技術・理科教育基盤整備（先進的デジタルコンテンツ開発）                 | 科学技術や理科を分かりやすく理解できるデジタル教材を開発。インターネット等を通じ、全国の学校等教育現場へ提供                                | JST         |
|                  | 化学物質と環境円卓会議           |                                     |                 |   | 市民・産業・行政の代表者による化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進        | 環境省   |             |
|                  | 科学技術政策提言プログラム：H15募集終了 |                                     |                 |   | 国家的・社会的な重要課題に対する科学技術政策立案機能を強化するため、研究を助成（科学技術振興調整費） | 文科省   |             |
|                  | 社会技術研究システム：H17改組      |                                     |                 |   | 「社会技術の研究開発の進め方について」を受けて、研究実施のための組織が設置              | 原研・JST  |             |
| 平成14年<br>(2002年) |                       | 知的財産基本法（内閣官房）                       |                 |   | 科学技術・理科大好きプラン                                      | 大学、研究機関等と教育現場との連携等を推進し、児童生徒が科学技術に触れる機会や教員研修の充実（スーパーサイエンスハイスクール）等を実施                   | 文科省         |
| 平成15年<br>(2003年) |                       | 国立大学法人法（文科省）（H16:国立大学・大学共同利用機関の法人化） |                 |   | 目指せスペシャリスト：H23募集終了                                 | 将来のスペシャリストの育成等を図るため、先端的な技術・技能を取り入れた教育等を行っている専門学校を指定（科学技術・理科大好きプランの一部）                 | 文科省         |
|                  |                       |                                     |                 |   | 食品に関するリスクコミュニケーション                                 | BSE対策、輸入食品の安全確保対策、残留農薬等のポジティブリスト制度、健康食品などをテーマに、「食品に関するリスクコミュニケーション」(意見交換会)を全国各地で開催    | 厚労省、食安委、農水省 |
| 平成16年<br>(2004年) |                       |                                     |                 |   | 国際科学技術コンテスト支援                                      | 国際的に通用する研究者・技術者の育成に資するため、生徒の国際コンテストへの参加を支援  | JST         |
| 平成17年<br>(2005年) |                       |                                     |                 | 「社会のための科学技術」の実現のために、科学技術を分かりやすく親しみやすい形で人々に伝え、対話を深めるアウトリーチ活動の推進、成人に身につけて欲しい科学技術リテラシー像の策定等が記載 | 大学パートナーシップ事業                                       | 国立科学博物館が大学と連携し、学生の無料入館、サイエンスコミュニケーション養成に向けた検討など、学生の科学リテラシーやサイエンスコミュニケーション能力の向上等を目指す事業 | 文科省         |
|                  |                       |                                     |                 |   | 理数大好きモデル地域事業：H20募集終了                               | 学校を核として地域の科学館やボランティア等の教育資源を総合的に組み合わせ、観察・実験等の体験的・問題解決的な学習の機会を充実する取組                    | JST         |
|                  |                       |                                     |                 |   | 社会技術研究開発センター(RISTEX)設置                             | 社会の問題解決に取り組む関係者間の「協働」と明確な目標を設定した研究開発をより重視した取組を実施(H13年設置の社会技術研究システムを改組)                | JST         |
|                  |                       |                                     |                 |   | 新興分野人材養成（H13-17）                                   | 北海道大学、早稲田大学、東京大学において科学技術を伝えるための人材養成プログラムが採択。平成21年度まで支援（科学技術振興調整費）                     | 文科省         |

出典：CRDS「（中間報告書）科学技術イノベーション政策の俯瞰(P.50-51)」(2015.2)

14

# 科学技術と社会に関する施策、制度・事業（第3期）

| 和暦<br>(西暦)       | 戦略・政策                          |   | 施策等（科学技術と社会）                        |  | 制度・事業（科学技術と社会）                 |   |      |
|------------------|--------------------------------|---|-------------------------------------|--|--------------------------------|---|------|
|                  | 科学技術政策                         | 関連政策  | 名称                                  | 概要   | 名称                             | 概要  | 担当省庁 |
| 平成18年<br>(2006年) | 第3期科学技術基本計画(H18～22年度)          | 教育基本法改正(文科省)                                      | 研究上の不正に関する適切な対応について(CSTP)           | 研究者コミュニティ、関係府省、大学及び研究機関等が、倫理指針や研究上の不正に関する規定の策定等を記載                                   | サイエンスカフェ                       | 日本学術会議では、第19期に出された声明「社会との対話に向けて」を受け、科学コミュニケーションを重要な活動の一つとして位置づけ、各地でサイエンスカフェを開催      | SCJ  |
|                  |                                |   | 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文科省)    | 競争的資金等を活用した研究活動における不正行為について、その対応を調査・検討（研究活動の不正行為に関する特別委員会）                           | サイエンス・パートナーシップ・プログラム           | 高等学校等で理科・数学に重点を置いたカリキュラムの研究開発等を実施(科学技術・理科大好きプランの一部)                                 | JST  |
|                  |                                |   | 科学者の行動規範について(SCJ)                   | 科学者が、社会の信頼と負託を得て主体的かつ自律的に科学研究を進め、科学の健全な発展を促すため、すべての学術分野に共通する必要最小限の倫理規範               | 重要課題解決型研究等の推進(H16-18)          | 「ナノテクノロジー影響の多領域専門家パネル」や同振興費の「ナノテクノロジーの社会受容促進に関する調査研究」(H17)により特性評価等の研究を推進（科学技術振興調整費） | 文科省  |
| 平成19年<br>(2007年) | 長期戦略指針「イノベーション25」              |   | 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(文科省)     | 公的研究費の不正使用の防止に向けた取組について記載。研究機関に、これに基づいた体制整備を要請                                       | サイエンスアゴラ2006                   | 子供から大人、一般の方から研究者・科学コミュニケーション人材までが集う科学イベントを毎年実施                                      | JST  |
|                  |                                |   | 理科支援員等配置事業：H24募集終了                  | 大学（院）生や退職教員等の外部人材を、理科支援員として小学校5、6年生の授業に配置し、授業における観察・実験活動の充実及び教員の資質向上に向けた取組           | 理数学生応援プロジェクト                   | 理数分野に関して強い学習意欲を持つ学生の意欲・能力をさらに伸ばすことに重点を置いた取組を実施                                      | 文科省  |
|                  |                                |   | 科学技術コミュニケーション連携推進事業（旧地域の科学舎推進事業）    | 全国各地で展開する、科学技術と社会をつなぐ多様な科学コミュニケーション活動を支援   | 安全・安心科学技術プロジェクト：H21募集終了        | 国民生活の安全・安心の確保に関する重要課題を解決するための研究開発を実施  | 文科省  |
|                  |                                |   | 日本学術会議憲章（SCJ）                       | 日本学術会議の会員および連携会員が共有すべき基本的な目標、義務および責任を宣言  | 未来の科学者養成講座                     | 大学・高等専門学校に対し、理科、数学に関して卓越した意欲・能力を有する児童生徒に向けた高度で発展的な学習環境を継続的に提供する取組を支援                | JST  |
| 平成20年<br>(2008年) |                                | 第1期教育振興基本計画（中央教育審議会）<br>研究開発力強化法<br>革新的技術戦略（CSTP） |                                     |  |                                |   |      |
| 平成21年<br>(2009年) | 科学・技術重要施策アクション・プラン（毎年策定）（CSTP） |   |                                     |  | 理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業 | 大学と教育委員会が連携し、養成プログラムの開発・実施や地域の理数教育における拠点を構築し、それを活用した地域の理数教育における中核的な役割を担う教員の養成を支援    | JST  |
| 平成22年<br>(2010年) |                                |   | 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（CSTP） | 3千万円以上の公的研究費を受ける研究者等が、「国民との科学・技術対話」※に取り組みむことを、公募要項等に明記。※研究者が社会に対して説明する双方向コミュニケーション活動 | 中高生の科学部活動振興プログラム               | 中学校、高等学校等の科学部活動を支援することにより、優れた資質や能力を有する生徒を見出し、継続的な部活動の実施を振興                          | JST  |

出典：CRDS「（中間報告書）科学技術イノベーション政策の俯瞰(P.50-51)」(2015.2)

15

# 科学技術と社会に関する施策、制度・事業（第4期）

| 和暦<br>(西暦)       | 戦略・政策                                     |                      | 施策等（科学技術と社会）                     |  | 制度・事業（科学技術と社会）                 |   |      |
|------------------|---|----------------------|----------------------------------|--|--------------------------------|---|------|
|                  | 科学技術政策                                    | 関連政策                 | 名称                               | 概要   | 名称                             | 概要  | 担当省庁 |
| 平成23年<br>(2011年) | 第4期科学技術基本計画（H23～27年度）                     |                      |                                  |  | 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進 | 課題対応等に向けた政策を立案する「客観的根拠に基づく政策形成」の実現に向けた取組を支援                             | 文科省  |
| 平成24年<br>(2012年) |   |                      |                                  |  | 科学コミュニケーションセンター（CSC）設置         | 科学をめぐる様々なコミュニケーションのギャップ解消に向けた取組を実施するセンターを設置                             | JST  |
| 平成25年<br>(2013年) | 科学技術イノベーション総合戦略（毎年策定）CSTP<br>日本再興戦略（成長戦略） | 第2期教育振興基本計画（中央教育審議会） | 科学者の行動規範-改訂版-（SCJ）               | 「科学者の行動規範について」(H18)を改定。社会的期待に応える研究、科学研究の利用の両義性、公正な研究、社会の中の科学、法令の遵守に関する記述の追加に加え、科学的助言のあり方に関するセクションを設定 |                                |   |      |
| 平成26年<br>(2014年) | 総合科学技術・イノベーション会議（総合科学技術会議から改組）            | 産業競争力強化法             | 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文科省) | 大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることによる対応強化  | リスクコミュニケーションのモデル形成事業           | 各分野の専門家がリスクに関わる際に、社会への説明責任を全うするため、専門家集団や組織としてリスクコミュニケーションを行う取組を支援し、モデル化 | 文科省  |

出典：CRDS「（中間報告書）科学技術イノベーション政策の俯瞰(P.50-51)」(2015.2)

16